○農林水産省
国土交通省
環境省令第一号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第七項及び第八項の規定に基づき、農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則

（協議会が組織されている場合における復興整備事業に係る許認可等の特例に関する協議及び同意）

第一条　大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第十三条第七項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第四項各号に掲げる事項（同条第五項各号に掲げる事項を除く。次条において同じ。）を記載した書類その他農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを復興協議会及び特定被災都道府県知事（法第十三条第八項第一号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者）に提出するものとする。

（協議会が組織されていない場合等における復興整備事業に係る許認可等の特例に関する協議及び同意）

第二条　法第十三条第八項の規定により協議をし、同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第四項各号に掲げる事項を記載した書類その他農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを特定被災都道府県知事（同条第八項各号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

○国土交通省令第六十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」を「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）。以下「復興法」という。）第三章第三節及び東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に改める。

第七条第二十号の六中「東日本大震災復興特別区域法」を「復興法第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法」に改める。

第八十一条第十六号の六中「東日本大震災復興特別区域法」を「復興法第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法」に改める。

第百四十条第三項中「震災復旧代行法」を「復興法及び震災復旧代行法」に改める。

別表第四東北地方整備局の項青森河川国道事務所の項中

一般国道四号、七号、四十五号、百一号及び百四号	改築及び修繕工事、維持その他の管理

を

一般国道四号、七号、四十五号、百一号及び百四号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
一般国道百三号	改築工事

に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号の三中「東日本大震災復興特別区域法」を「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法」に改める。

第三条第三号中「一級河川」を「国土交通大臣が行う河川」に改め、同条第十二号中「及び地すべり防止区域」を「、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域」に改め、同条第三十三号中「直轄で事業を行う一般国道及び高速自動車国道（以下「直轄国道」という。）」を「高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに道道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）（以下「直轄国道等」という。）」に改め、同条第三十六号、第三十七号、第四十号から第四十三号までの規定及び第四十五号中「直轄国道」を「直轄国道等」に改める。

第三十四条第二十四号中「東日本大震災復興特別区域法」を「大規模災害からの復興に関する法律第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法」に改める。

第四十六条第三号中「一級河川」を「国土交通大臣が行う河川」に改め、同条第十三号中「及び地すべり防止区域」を「、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域」に改め、同条第十七号中「直轄国道」を「直轄国道等」に改める。

第五十条から第五十二条までの規定中「直轄国道」を「直轄国道等」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年八月二十日から施行する。

○国土交通省令第六十九号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十一条第四項第二号、第十二条第七項、第十三条第十一項及び第十二項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）、第十七条第三項、第十八条第三項、第五項及び第九項、第二十条第二項、第四十四条第四項並びに第五十二条第五項並びに大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十五条及び第三十八条の規定に基づき、国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則

（法第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める者）

第一条　大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める者は、都市計画に関し学識経験を有する者、特定被災都道府県の議会の議員及び特定被災市町村の議会の議長を代表する者につき、特定被災都道府県の知事が推薦する者とする。

2　前項に規定する者のほか、特定被災都道府県の知事は、法第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める者として関係行政機関の職員を推薦することができる。